明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六二）　一

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**法務**三二三）　一

○アフガニスタン・イスラム共和国における地域社会の主導による灌漑を通じた農業生産向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（**外務**四六九）　二

○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（**財務**三二二）　三

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産**一九七〇）　五

○保安林の指定をする件（**同**一九七一～一九八六）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一二〇一～一二〇五）　五

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（**同**一二〇六）　七

○道路に関する件（**東北地方整備局**一一三、一一四）　七

〔人事異動〕

内閣　七

〔叙位・叙勲〕

諸事項　八

〔公　告〕

官庁

財団、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八

会社その他　八

省令

○経済産業省令第六十二号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）を実施するため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

経済産業大臣　齋藤　健

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（報告書についての公告及び縦覧）	（報告書についての公告及び縦覧）
第八条　機構は、報告書を作成したときは、報告書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、関係都道府県内において、報告書及び要約書を公告の日から起算して三十日以上の相当の期間を定めて縦覧に供しなければならない。	**第八条**　機構は、報告書を作成したときは、報告書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、関係都道府県内において、報告書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。
一～五　［略］	一～五　［略］
二・三　［略］	二・三　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。